

# 事務所通信

2007年6月号

No. 24



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

## 安売りしないぞ

雑誌商業界に「安くしないと売れない」と思い込んでいる人たちへという特集がありました。

結論は「安売りしないぞ」と決意することです。「安くしなければお客様は買ってくれない」と思い込んだら、安売りから脱却することは無理です。永遠に安売りスパイラルにはまり込んで、働いても働いても暮らしは楽になりません。どうしたら価格競争と無縁の店になれるか。お客様は「値段以外に選ぶ判断材料がないから」安い物を買うのです。

価格競争と無縁になるための基本的方法は、3つあります。

1. **独自商品を集める。**・・・自身の関心が強い商品分野から市場規模が大きい商材を優先して物色する。
2. **品質だけで勝負する。**・・・仕入れのできる「名もなき名品」は、世の中に隠れていると考える。
3. **サービスを付加する。**・・・買い手から見れば「ラッピングは商品の重要な一部」と知る。

安売りしないためには、高くても買ってくれる理由が必要です。それが値段以外の「判断基準」ということです。いろいろな方法がありますが、代表的な方法を紹介します。

①ネーミングを変えてみる。②パッケージや包装を変えてみる。③パッケージ化してみる。④「モノ」ではなく「情報」を売る。⑤エネルギーを使わない。⑥ターゲットを狭く設定してみる。⑦こだわってみる。⑧社会的ミッション。⑨サービスや商品提供環境を高級にする。⑩同じ商品でも質をちょっと良くする。⑪商品の意味を変えてしまう。

胸を張って「安くはないけど、寄っといで」というような商売をしたいものです。

「加藤会計社はどうなんだ」と言われそうですが、価格は世間相場です。でも昨日、私が不在の時に I 信用組合の渉外の方が来られ“事務所の試算表がとても見やすいので、一度先生にお目にかかりたい”との伝言がありました。さらに売り物・サービスを磨いていきたいと思っています。



# 算定基礎届

## 対象者

算定基礎届の対象者は、毎年7月1日の在籍者です。ただし、次の場合には注意が必要です。

分類	説明
パート、アルバイト	パートやアルバイトについては、次の①～③の要件を全て満たした場合のみ、社会保険に加入します。この要件を満たす対象者のみ、算定基礎届を提出します。 ① 1日に所定労働時間数が、正社員の4分の3以上であること ② 1週間の所定労働時間数が、正社員の4分の3以上であること ③ 雇用期間が2ヶ月を超えていること(注) (注)2ヶ月以下の期間雇用者がその期間を超えて、引き続き雇用されている場合も含まれます。
休職中の人、海外勤務者	休職中の人や、海外勤務中の人であっても7月1日現在で在職していれば算定基礎届の提出対象となります。4～6月の賃金支払い基礎日数がすべて17日未満であっても、算定基礎届を提出します。
6月1日～7月1日の間に採用された人	6月1日から7月1日までの間に採用された人は、算定基礎届の対象となりません。この場合、採用時に決定された標準報酬月額を次回改定まで使います。

## 報酬

金銭・現物を問わず事業主が労務の対象として支給する全てのものです。ただし、臨時に受けるものは、報酬から除くことになっております。

### 報酬になるもの・ならないものの例

	報酬になるもの	報酬にならないもの
金銭	基本給、諸手当、(残業手当、住宅手当) 家族手当、役付手当、勤務手当、精勤手当 宿直・日直手当など)賞与等(4回以上のもの)	賞与等(年3回以下のもの) 大入袋、見舞金、解雇予告金 退職金、出張旅費、交際費、慶弔費
現物	食券、食事、社宅、寮、衣服(制服以外のもの) 自社製品、通勤定期(月額相当分金額)など	制服、作業衣、見舞品 生産施設の一部である住居など

(参考) 新潟県の現物給与標準価格(平成19年4月1日現在) (単位:円)

1月当たり	食事				住居 (1畳、1ヶ月当たりの額)	その他
	1日当たり					
	1日	朝	昼	夕		
16,800	560	140	200	220	1,300	時価

## 手続きのながれ

算定基礎届は、毎年7月10日までに所轄社会保険事務所に提出する必要があります。

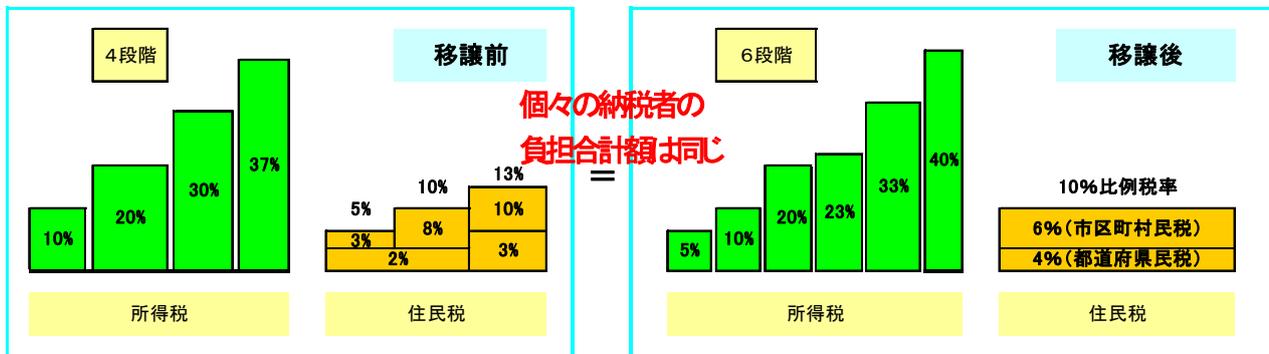


(注)賃金支払い基礎日数が17日未満の月を除きます。ただし、パートの場合は特殊な取扱いがあります。

< 堀 田 >

## 平成 19 年から所得税と住民税が変わりました(税源移譲)

- 平成 19 年から、地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます(3兆円の税源移譲)。
  - この税源移譲によって、ほとんどの方は、  
**所得税が平成 19 年1月から減り、  
住民税は平成 19 年6月から増える**  
こととなります。
  - 税金の移し替えなので、所得税と住民税とを合わせた税負担が変わることは基本的にありません。
- (注) 景気回復のための定率減税措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。



### ★ 定率減税の廃止

景気対策のため、税負担の軽減措置として導入されてきた定率減税が、廃止されることになりました。所得税は、平成 19 年分から、住民税は平成 19 年度分から廃止となります。

#### [改正前定率減税]

**所得税・税額 10%(125,000 円限度) 住民税・税額 7.5%(20,000 円限度)**

※税率改正による税負担は変わりませんが、定率減税廃止に伴い税負担は増えます。

### ★ 住宅借入金等特別税額控除の創設

住宅借入金等特別税額控除は、所得税だけ控除される制度でしたが、平成 11 年から平成 18 年まで居住者(平成 18 年末までに入居する人)で、税源移譲等に伴い平成 19 年分以降の所得税額が減少するため、同控除が控除しきれなくなってしまう場合は、その控除しきれない分を町等に申請することにより、平成 20 年度以降(平成 28 年度まで)の住民税から控除することができます。

### ★ 地震保険料控除の創設

平成 20 年度分から現行の損害保険料控除は廃止され、新たに地震保険料控除として創設されます。

・地震保険料の 1/2 を所得から控除。(限度額 25,000 円)

# 住民税

平成19年度の **あなたの住民税額を計算してみましょう** !

Let's Try

## STEP1

平成18年度の住民税額はいくらでしたか？

① 円

## STEP2

定率減税がないといくらだったのでしょうか？

①の金額	計算式
4,000円未満の方	4,000円
4,000円以上 25万600円未満の方	$(\text{①}-4,000\text{円}) \times 1.081 + 4,000\text{円}$
25万600円以上の方	$\text{①} + 20,000\text{円}$

定率減税をしない場合の18年度の住民税額(概算)は

② 円

(百円未満の端数切上)

$\text{②} - \text{①} =$  円 は、これまで定率減税により軽減されていた額です。

## STEP3

平成19年度の住民税額はこうなります。

②金額	計算式
6,500円未満の方	②の金額
6,500円以上 10万4,000円未満の方	$(\text{②}-6,500\text{円}) \times 2 + 13,000\text{円}$
10万4,000円以上 60万円未満の方	$\text{②} + 97,500\text{円}$
60万円以上の方	$(\text{②} + 306,000\text{円}) \times 0.770 + 13,000\text{円}$

平成19年度の住民税額(概算)は

③ 円

★ 税源移譲により増える(減る)額

$\text{③} - \text{②} =$  円 は、そのぶん所得税が減り(増え)ます。

※ このほか所得税・住民税の定率減税の廃止による影響があります。

※ 計算した税額は、あくまで目安です。実際の税額は、毎年の収入の状況や家族構成等により異なります。一般に、①の額が少なく扶養家族数が多い方は、実際の税額は計算結果よりも少なくなります。

※ 下記に該当する方は、計算が異なります。

- ・土地の譲渡所得や株取引などの所得がある方
- ・超過累税を実施している団体(都道府県・市町村)にお住まいの方

- ・定率減税以外の税額控除がある方
- ・昭和15年1月2日以前に生まれた方で、平成17年度の所得が125万円以下の方

〈参考資料 全国地方税務協議会HP〉

< 広 川 >

## <減価償却制度の抜本的見直し①>

Q1

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産についての取扱いについておしえてください。

A

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額(取得価格の95%)及び残存価額を廃止し、法定耐用年数の経過時点に1円(備忘価額)まで償却できるようになります。

定率法を採用する際の償却率は、定額法の償却率(1÷耐用年数)を2.5倍した数とし、特定事業年度以降は残存年数(耐用年数から経過年数を控除した年数)による均等償却に切り換えて1円まで償却できることとされます。

また、IT分野の製造設備については、次のように法定耐用年数の見直しがありました。

対象設備	改正前	改正後
フラットパネルディスプレイ 製造設備	10年	→ 5年
フラットパネル用フィルム 材料製造設備	10年	→ 5年
半導体用フォトレジスト 製造設備	8年	→ 5年

## <減価償却制度の抜本的見直し②>

Q2

平成19年3月31日までに取得した減価償却資産はどのような取扱いになるのでしょうか。

A

平成19年3月31日までに取得した減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した残額(取得価額の5%)を翌事業年度以後5年間で1円(備忘価額)まで均等償却ができることとなります。

## <定額法の償却率>

Q3

平成19年4月1日以後取得の減価償却資産から適用される償却率等の表(別表第10)があります。従来の定額法の償却率と異なっている部分があるようでしょうか？

A

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正で新設された別表10の定額法償却率は、以下のように定められています。

今回の改正に伴って別表10のように規定されたものと考えられます。

	別表 9	別表10
2年	0.500	0.500
3年	0.333	<u>0.334</u>
4年	0.250	0.250
5年	0.200	0.200
6年	0.166	<u>0.167</u>
7年	0.142	<u>0.143</u>
8年	0.125	0.125
9年	0.111	<u>0.112</u>

## <償却方法の変更に関する経過措置>

Q4

償却方法の変更に関する経過措置についておしえてください。

A

法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、原則として、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければならないこととされています。

経過措置として、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに変更の理由等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされます。

なお、翌事業年度以後においては、従前通り、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに提出することになりますのでご注意ください。

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
6月22日(金) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	<b>テルモ経営研究会</b> 『クレームが会社を強くする』ビデオ研修 四国管財（ビルメンテナンス）	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

### お詫びと訂正

平成19年4月号(NO. 22)「印紙税」の中で軽減措置について平成19年3月31日以降は適用がない旨お伝えいたしましたが法律改正により、平成21年3月31日まで延長されていることがわかりました。これにより、今後も「不動産売買契約書」、「建設工事請負契約書」については軽減措置の対象となりますのでお間違いのない様ご留意いただき、ここにお詫びして訂正させていただきます。

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。  
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～ 一円玉って高い!

1円玉を作るのにはいくらかかるのか。  
答えから言うと、材料費とその製造費用・人件費なども含めると、1円玉を作るのに約1.6円～2円ほどかかっている。  
ちなみに、紙幣の1,000円は14円20銭、5,000円は20円20銭、10,000円は21円70銭かかる。

教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：小杉）





# 休日カレンダー



6月（水無月）June

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 伊藤・原
3	4	5	6	7	8	9 廣川・田中
10	11	12	13	14	15	16 倉又・村井
17	18	19	20	21	22 テルモ経営研究会	23 池原・田村
24	25	26	27	28	29	30

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
  - ・ 土曜日も元気に営業しています。
- （名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

## 6月の税務

- 6月11日 本年5月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 6月15日 所得税予定納税額の通知
- 7月1日 本年4月決算法人 法人税等確定申告・納付  
本年4月決算法人 消費税確定申告・納付  
本年10月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付  
本年10月決算法人 消費税中間申告・納付  
当月決算法人の消費税各種届出書提出

## あとがき

6月は衣替えの季節。梅雨のイメージが強いこの時期ですが、今年の梅雨はどうなんでしょうか？カラ梅雨だとちょっと困ってしまいます。今年は暖冬で雪もほとんど無く…ということは雪解け水がないということで、今から水不足が心配されているようです。

温暖化とは言われていますが、あまり実感がなかった私も今年の冬ばかりはちょっと心配になってきました。でも環境に対して自分で何ができるか考えると…？

あまりに漠然すぎて、なかなか思いつきません。『節水』『節電』こんな事でもいいのかな？と思いますが、そんなほんの小さなことを毎日ひとつひとつ続けていけば、ちょっとずつでも変わっていくのではないのでしょうか？大切なのはみんなのちょっとずつだと思います。ちょっとずつ、でも毎日ひとつひとつ実践してみようと思います。

< 山 崎 >